

# ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>  
E-mail: [liberal@jiyuudouwakai.jp](mailto:liberal@jiyuudouwakai.jp)

## 第210号

発行所 自由同和会中央本部  
〒102 東京都千代田区  
-0093 平河町2-3-2  
TEL 03-5275-3641  
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年4回 (6・9・12・3月)

定価 1部500円 (送料別)  
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店  
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局  
平河秀樹

### 各都府県本部で大会・研修会を開催

佐賀県本部 (会長 野口賢二) では、毎年恒例のチャリティーゴルフ大会を12月6日、江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」に46名12組を集めて開催した。今回も、佐賀県精神保健福祉連合会と自民党佐賀支部連合会へ寄附金を手渡した。

九州ブロック (会長 上田卓雄) では、3月16日午後3時より、熊本市内の「望月旅館」に、福岡、熊本、長崎、佐賀の各県本部から80名を集め、幹部研修会を開催した。研修会では、熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課長の中富恭男さんが、「人権教育啓発の取組」について講演を行った。

岐阜県本部 (会長 橋本敏春) では、第33回総会を5月7日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜会館」に100名を集め開催した。総会では、元岐阜県職員の久保田信司さんが、「他人の立場にたつ心の養成」とのテーマで基調講演を行った。

東京都本部 (会長 川上高幸) では、平成26年度大会を6月6日午後1時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹 中央本部事務局長が、「何が差別なのか」のテーマで対談を行った。併せて、関東ブロックの大会も開催した。

福岡県本部 (会長 上田卓雄) では、第26回大会を6月22日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に150名を集め開催した。大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「何が差別なのか」のテーマで記念講演を行った。

千葉県本部 (会長 木村 仁) では、平成26年度大会を7月5日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に400名を集め開催した。大会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「何が差別なのか」のテーマで記念講演を行った。

大阪府本部 (会長 阪本孝義) では、第28回大会を7月6日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に100名を集め開催した。大会では、「何が差別なのか」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

熊本県本部 (会長 国武 香) では、第26回研修大会を7月6日午後1時から、熊本市内の「グレイシア水前寺公共会館」に120名を集め開催した。大会では、熊本県教育庁教育指導局

人権同和教育課長の池田一也さんが、「人権教育の充実を目指して」のテーマで記念講演を行った。

京都府本部 (会長 上田藤兵衛) では、第29回大会を7月7日午後2時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に300名を集め開催した。

佐賀県本部 (会長 野口賢二) では、第15回大会を8月8日午後1時から、佐賀市内の「グランデはがくれ」に170名を集め開催した。大会では、「何が差別なのか」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局長が記念講演を行った。

京都懇話会 (京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会で構成) では、第19回人権セミナーを8月27日午後3時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。セミナーでは、京都府健康福祉部こども・少子化対策監の松村淳子さん、京都市子育て支援政策監の江口尚志さん、上田藤兵衛京都府本部会長の3名がパネリストを務め、「少子化対策を基軸とした『地方創生』政策を踏まえて何をしなければいけないのか」現状と課題から今後の方向性を探る」とのテーマでシンポジウムを行った。

### 平成26年度幹部研修会及び定期中央省庁要請行動

日時 11月19日 (水) 午前11時～午後4時

要請行動 午前11時～正午

場 所 自由民主党本部9F 901号室  
要請省 法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省

平成27年度事項概算要求等額

一般会計

(単位:百万円)

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 概算要求等額	増△減額	
				うち物件費
1 大臣官房関係経費	125,909	128,166	2,258	635
2 訟務関係経費	1,844	1,857	13	13
3 日本司法支援センター関係経費	31,037	31,864	827	827
4 施設整備関係経費	19,247	34,596	15,349	15,349
5 法務総合研究所関係経費	1,901	2,080	180	182
6 登記・戸籍等関係経費	126,321	128,381	2,060	2,233
7 検察関係経費	106,766	108,629	1,863	1,681
8 矯正関係経費	229,530	233,901	4,371	4,567
9 更生保護関係経費	24,564	26,554	1,990	1,770
10 人権擁護関係経費	3,360	3,736	376	376
11 出入国管理関係経費	45,204	48,426	3,221	2,542
12 公安審査委員会関係経費	67	66	0	0
13 公安調査庁関係経費	14,113	14,951	838	809
合 計	729,862	763,209	33,346	30,985

東日本大震災復興特別会計

(単位:百万円)

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 概算要求等額	増△減額	
				物件費
1 登記事務関係経費	2,007	728	△ 1,279	△ 1,439
2 民事法律扶助等関係経費	900	670	△ 230	△ 230
3 更生保護活動関係経費	213	212	△ 1	△ 1
4 施設復旧関係経費	756	197	△ 560	△ 560
合 計	3,876	1,807	△ 2,069	△ 2,230

# 子どもの人権問題対策の充実強化

平成27年度概算要求等額  
1,112百万円(494百万円増)

## 子どもに関する人権侵害が後を絶たない

いじめが原因とされる子ども  
の相次ぐ自殺

リベンジボルの  
社会問題化

- いじめの認知件数は、前年の2.8倍の約19万8千件(H24)
- いじめに関する人権侵害事件数が4,034件(H25過去最高)
- インターネットによる人権侵害相談件数4,320件(H25過去最高)
- インターネットによる人権侵害事件数957件(H25過去最高)

## 政府の方針

### いじめ防止対策推進法

- ・ インターネットを通じていじめに係る情報の削除等の法務局への協力要請(19条3項)
- ・ いじめに係る相談体制又は教育制度等の広報(21条)

### 「世界一安全な日本」創造戦略

- ・ いじめ問題への対応の強化
- ・ 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進

### 経済財政運営と改革の基本方針

- ・ 教育再生につき、「教育振興基本計画」等に基づき実行

### 教育振興基本計画

- ・ いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

## 法務省の人権擁護機関の現状

### 相談窓口 → 被害者救済

- 子どもの人権SOSミニレターの配布
- 子どもの人権110番(フリーダイヤル)の設置
- 子どもの人権SOS-eメールの整備
- SOSミニレター、SOS-eメールの返信
- インターネットの人権侵害情報の削除方法の助言
- グロバライタへの削除要請

### 人権啓発活動

- 子どもの人権教室
- 人権の花運動
- 全国中学生人権作文コンテスト
- 教員研修
- 保護者等に対する講演
- 子どもと人権のシンポジウムの開催
- 啓発冊子の作成・配布など

### 関係機関との連携

- いじめ問題対策連絡協議会
- 要保護児童対策地域協議会

人権擁護委員が子どもの人権相談や啓発活動を支えている

## 問題点

- 相談窓口の認知度が不十分(認知度27.2%)  
→ 被害者を適切に相談窓口へ誘導できていない
- いじめの認知件数は中学1年生が最多  
→ 中学生に対する人権教室の実施が不十分
- ネット利用者の適正利用についての意識希薄  
→ 特に青少年を対象とする啓発活動が必要
- ネットによる人権侵害事件の増加  
→ 迅速な処理が困難に
- 人権擁護委員組織体の事務局事務の増大  
→ 人権擁護委員が事務局事務に追われ、活性化が阻害

## 対策

### 被害者を適切に相談窓口へ誘導する取組

- ＜相談窓口の周知＞
- シネアド(映画館CM)の実施(新規)
- インターネット広告の実施(拡大)
- 電車内テレビスポットCMの実施等(継続)

### いじめ問題に対する取組

- ＜いじめを未然に防ぐ啓発＞
- 中学生に対するグループワーク方式の人権教室(新規)
- スポーツ組織と連携したスポーツ教室等による啓発活動(拡大)
- 啓発活動等を支える人権擁護委員組織体の体制整備等(新規)
- ＜相談体制の充実＞
- 人権擁護委員によるSOSミニレター返信対応の強化(拡大)

### インターネットによる人権侵害に対する取組

- ＜適正かつ迅速な被害者救済＞
- 法務局職員に対する研修の実施(新規)
- ＜インターネットの適正利用を促す啓発＞
- 高校生全生徒を対象とした啓発冊子の配布(新規)

## 効果

- いじめ等に苦しむ子どもが相談しやすい環境の構築
- 子どもの人権問題に係る相談・救済のための体制強化
- 啓発によるいじめ、インターネット上の人権侵害の防止

安心安全な  
社会の実現

部落解放運動四十年を振り返って⑬  
同和事業の見直しへ

灘本 昌久

同和問題解決のための同和事業は、戦前の融和事業をその前史とするならば、随分長い歴史をもっている。しかし、何と言っても国レベルでの本格的な事業は一九六九年の同和对策事業特別措置法の施行後である。一九七〇年代から九八〇年代を通して、部落解放同盟の運動は、あらゆる差別の現われをとらえて、その原因が部落の低位な生活にあるとして、同和事業の実施を行政に求めるというスタイルを確立した。

その運動が、部落の環境改善を進め、教育レベルの向上をもたらしただけで、評価すべきことである。こうした段階を通過しなければ、部落解放運動は差別事件だけを追い回して、モグラたたきのような運動を繰り返すほかなかったと思う。

しかし、一九七〇年代を振り返って思い出すことは、こうした同和事業の獲得は、あくまで差別解消の手段であって、それ自体を目的化するべきでないという戒める風潮はまだ残っていたことである。私が大学に入学した一九七六年に、部落解放同盟京都府連が行った部落の組織化のための「網の目行動」で府下の各部落を回って行った時に、参加していた青年や学生を集めて、府連の副委員長が説いたことは「行政への要求はあくまで差別をなくすための第一段階であ

る。余りに貧困で低位な生活をしていては、差別するなどいっても無理である。部落の生活を引き上げて、そこから本当の差別をなくす運動になる。あくまで行政への要求は、差別をなくすための手段であって、それ自体を自己目的化してはいけない。そうなる、物取り運動になる。」というような演説をされた。こういう趣旨は、行政闘争路線を確立した朝田善之助氏が口を酸っぱくして繰り返していたところであるし、解放同盟の幹部は共通の了解としていたと思う。

しかし、同和事業のうま味は、こうした警告を全く過去の物にした。一九七〇年代の終わりにになると、同和事業は取れるだけ取ればいいのだという風潮が蔓延してきた。特に目立ったのが、都道府県連の上の方の幹部の巨大な利権であった。本連載⑨で述べたように、北九州市の土地転がし問題とかはその典型例であった。

そして、運動の利権化は、上の方の幹部だけではなく、支部長クラスでも相当な大きさになっていることにも気がつく。たとえば、運動の力で解放同盟員を市役所などの公務員に採用させた場合、就職させてもらった人は、支部長にお礼を持っていく。その額は、二、三十万ぐらいかと想像していたのだが、ある支部長の家族の証言によれば、三〇〇万円が相場であるとのことであった。

三人就職させれば、一〇〇〇万円近い不労所得が転がり込む。もちろん、すべての地方ですべての支部長がそうしていたわけではないだろうが、例外的な事象でなかったことは間違いない。こうした巨大利権からプチ利権まで、運動と同和事業を取り巻く利権構造は、正常な市民感覚とはかけ離れたものになっていった。

しかし、そうした利権問題だけでなく、連載⑩で述べたように、同和事業の際限ない拡大が、部落の一般大衆の生活や価値観をも歪んだものにしていった。そうしたことを目の前にして、私は徐々に、従来の左翼理論ではそうした問題を取り上げて解決することが不可能であることを悟った。この世の中を支配階級と被支配階級の対立としてのみ見る考え方は、同和事業の行き過ぎにブレーキをかける理論的手がかりがないのである。搾取されている被支配階級は、国家権力の末端である行政から、いくら取っても取り過ぎということはないことになってしまいうからである。

一九八〇年代に入って、従来の階級闘争理論では、社会を前向きに改革していくことが難しいと思つた私は、いろいろと思案をめぐらすなかで、連載⑫で述べたように、差別の政治起源論を克服しつつあった。そして、同和事業を限りなく求めてやまない、部落大衆自身をも批判的に見なくてはいけないと考えるように

なった。

ちょうどそのころ私の書いたものが、オールロマンス事件を扱った「部落差別を根拠とする権利の合理性について」(京都部落史研究所月報「こべる」一九八八年六月)である。オールロマンス事件とは、一九五一年十月発行の雑誌『オール・ロマンス』に「特殊部落」と題する小説が掲載された事件である。これに対して、部落解放全国委員会(のちの部落解放同盟)は、従来のように著者を差別者として糾弾するのではなく、この小説に出てくるような部落の貧しくみじめな生活実態を残している行政こそが差別をしているとして、行政闘争を始めるきっかけとなった事件とされてきた。

一九八八年当時、私は『京都の部落史』を編纂中で、ちょうどこの「特殊部落」を史料集に入れるべく、現物のコピーを二行一行読みながら、校訂作業している最中であつた。その過程で、この小説が、実は部落のことを描いているのではなく、戦後の朝鮮人部落を舞台にしたものであることに気がついた。逆に、物語の中に出てくる部落民は、ほとんどいないのである。

部落の貧しい生活を描いているが故に、同和事業推進の切っ掛けになったとされる小説に、実は部落の生活はほとんど登場しない。これは一大事である。(続く)